

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務） 第二十七条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 審議会は、前二項に規定するもののほか、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）、中小企業支援助法（昭和三十八年法律第百四十七号）、小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二二号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）、中小企業の事業活動の機会確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和五十二年法律第七十四号）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）、産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第三十一号）及び流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第<u>号</u>）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>	<p>（所掌事務） 第二十七条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 審議会は、前二項に規定するもののほか、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）、中小企業支援助法（昭和三十八年法律第百四十七号）、小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二二号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）、中小企業の事業活動の機会確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和五十二年法律第七十四号）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）、中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第六十五号）、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）及び産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第三十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>

改正案			現行		
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十九条、第二十三条、第二十四条関係）</p>					
登録、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率	登録、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一〇三三五（略）			一〇三三五（略）		
三六	道路運送事業の許可		三六	道路運送事業の許可	
(注)	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第 号。以下「流通業務総合効率化促進法」という。）		(注)	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第 号。以下「流通業務総合効率化促進法」という。）	
	（）第十一条第一項（貨物自動車運送事業法の特例）の規定により一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定は、当該許可とみなす。			（）第十一条第一項（貨物自動車運送事業法の特例）の規定により一般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定は、当該許可とみなす。	
(一)〇(四)（略）	（略）	（略）	(一)〇(四)（略）	（略）	（略）
三十七（略）			三十七（略）		
三十八	倉庫業者の登録若しくは変更登録又は認定		三十八	倉庫業者の登録又は認定	
(注)	流通業務総合効率化促進法第八条（倉庫業法の特例）の規定により倉庫業者の登録又は変更登録を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項（総合効率化計画の認定）の規定による総合効率化計画の認定又は流通業務総合効率化促進法第五条第一項（総合効率化計画の変更の認定）の規定による総合効率化計画の変更の認定は、当該登録又は変更登録とみなす。				
(一)〇(三)（略）	（略）	（略）	(一)〇(三)（略）	（略）	（略）

三十九～四十一 (略)

四十一の二 貨物利用運送事業の登録又は許可

(注)

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号。以下「中心市街地整備改善活性化法」という。)第三十条第一項(貨物利用運送事業法の特例)又は流通業務総合効率化促進法第九条第一項(貨物利用運送事業法の特例)の規定により第一種貨物利用運送事業の登録を受けたものとみなされる場合における中心市街地整備改善活性化法第十六条第一項(特定事業計画の認定)の規定による特定事業計画の認定又は流通業務総合効率化促進法第四条第一項(総合効率化計画の認定)の規定による総合効率化計画の認定は当該登録とみなし、流通業務総合効率化促進法第十条第一項(貨物利用運送事業法の特例)の規定により第二種貨物利用運送事業の許可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項の規定による総合効率化計画の認定は当該許可とみなす。

(一)～(四) (略)

(略)

(略)

四十一の三～五十四 (略)

三十九～四十一 (略)

四十一の二 貨物利用運送事業の登録又は許可

(注)

中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)第十一条第一項(貨物利用運送事業法の特例)又は中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号。以下「中心市街地整備改善活性化法」という。)第三十条第一項(貨物利用運送事業法の特例)の規定により第一種貨物利用運送事業の登録を受けたものとみなされる場合における中小企業流通業務効率化促進法第四条第一項(効率化計画の認定)の規定による効率化計画の認定又は中心市街地整備改善活性化法第十六条第一項(特定事業計画の認定)の規定による特定事業計画の認定は、当該登録とみなす。

(一)～(四) (略)

(略)

(略)

四十一の三～五十四 (略)

改 正 案	現 行
<p>（事業）            第三十九条 地方実施機関は、その区域において、次に掲げる事業を行うものとする。            一～四 （略）            五 輸送の安全を確保するために行う貨物自動車運送事業者への通知その他国土交通大臣がこの法律及び流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第 号）の施行のためにする措置に対して協力すること</p> <p>第七十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第七十条、第七十一条、第七十三条、第七十四条又は第七十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。</p>	<p>（事業）            第三十九条 地方実施機関は、その区域において、次に掲げる事業を行うものとする。            一～四 （略）            五 輸送の安全を確保するために行う貨物自動車運送事業者への通知その他国土交通大臣がこの法律の施行のためにする措置に対して協力すること</p> <p>第七十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第七十条、第七十二条から第七十四条まで又は第七十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。</p>